

発掘届提出時の留意事項

1.発掘届

- (1) 群馬県知事宛て（**2部**）を吉岡町文化財センターへ提出（町から県へ進達）
 - (2) 届出者（連名の場合には連書）
 - (3) 氏名等の後の**押印は不要**
 - (4) 「6 工事主体者」と表面の「届出者」は同一人とする。
 - (5) 「8 着手予定時期」・「9 終了予定時期」の記載については、文化財担当者と事前協議のこと。
※届出は着手の60日前まで
 - (6) 添付書類について
 - ① 町内の事業地の位置図（住宅地図程度の縮尺）
 - ② 周知の埋蔵文化財包蔵地との関係がわかるように、「マッピングぐんま 遺跡・文化財」縮尺 1/2500・1/5000 を添付
 - ③ 事業地を明記した「公図」等
 - ④ 事業地内の建物等の「設計平面図」（敷地内の建物等の位置がわかるもの）
 - ⑤ 土地の切り盛り及び建物等の基礎部分の深さ（掘削される深さ）、浄化槽の設置状況、柱状改良（軟弱な土壌に建物等を建てる場合に、基礎部分に柱状に深く土壌凝固剤を注入する等の工法）、シートパイル（シートパイルを打ち込む工法）等の有無がわかる「敷地断面図」
- ※ ①～⑤は、建築確認申請時の図面を利用しても可（必要のない図面は添付不要）

2.調査承諾書

- (1) 吉岡町教育委員会教育長宛て 1部
- (2) 土地所有者が複数の場合には、各所有者より届出のこと
- (3) 氏名の後に捺印のこと（認印可）

3.その他

- (1) 農地の場合には、「農地転用許可書(写)」1部添付のこと（文化財担当者と事前協議のこと）
- (2) 確認調査実施にあたり、地下埋設物や地上にある構造物や立木、草等、調査に支障があると判断した物の撤去をお願いすることがあります。
- (3) その他不明な点については、文化財担当者と協議のこと。